

令和6年6月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請願一覧表	3
議会運営委員会	4

陳 情 の 部

陳情一覧表	10
総務教育常任委員会	12
福祉生活病院常任委員会	18
地域県土警察常任委員会	22

請 願 一 覧 表

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
議 6年－15 (R6.6.5)	議 会	議会運営委員会委員の決定について	4頁
議 6年－16 (R6.6.11)	議 会	議員の発言の議事録からの削除について	6頁

請 願 文 書 表

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－15 (R6.6.5)	議 会	議会運営委員会委員の決定について	
▶請願事項 鳥取県議会において、議会運営委員会（以下「議運」という。）の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に「議決権・決定権」を持ったメンバーとして参与できるようにすることを、議会の会派構成が変わったいま、改めてお願いする。			

▶請願理由

今定例会は、補欠選挙で新しく当選された方を含め、新しい県議会となった。当選された議員のみなさまにおかれては、誠におめでとうございます。新しい風を県議会に送り、公正・民主的で、県民の声を県議会に届ける代弁者になっていただくことを期待している。

さて、今回の選挙を受け、会派構成は、鳥取県議会自由民主党 19、鳥取県議会民主とっとり 6、公明党鳥取県議会議員団 3、無所属 7 となり、これに対し、議運のメンバーが割り当てられることとなった。

議運は、各会派等が、議会運営のあり方を協議する常設の常任委員会として、地方自治法の改正で正式に規定され、同法第 109 条第 2 項で定める他の常任委員会と同じく、同条第 3 項で地方自治法上の委員会として規定されたところである。議会における決定は、結果として多数決により決せられるものであるが、議員間で真摯に議論し、各会派・議員の異なる意見を慎重に集約した上で、少数会派・無所属議員もその議事に、議決権を行使して参与することが求められている。

鳥取県議会においては、少数会派や無所属議員にも一般質問の時間が与えられ、多くの議員が質問するなど、開かれた議会に向けての格別の努力がなされていることに敬意を表するものである。

一方、現在、議運のメンバー構成は、3 名以上の会派で 11 人の定員を按分し、鳥取県議会自由民主党 8、鳥取県議会民主とっとり 2、公明党鳥取県議会議員団 1 と、あらかじめその議席が決せられており、少数会派や無所属議員は、オブザーバー（議運の委員外議員）として、発言は一応できるが、その議決権・決定権がないものとなっている。

他方、地方自治法には、議運の構成を会派所属の人数に応じて按分する旨の規定はない。少数会派や無所属議員が議運の構成メンバーになっている議会も存在している。

議運は、地方自治法の規定に基づき、議会運営を円滑に行うために設けられているものであり、少数会派や無所属議員にも、議決権を持つての参加を保障することは、民主的な議会運営に資することになると考える。

開かれた議会を標榜する鳥取県議会においても、その構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に「議決権・決定権」を持ったメンバーとして参与できるようにすることをお願いするものである。

▶提出者

倉吉市 個人

▶紹介議員

市谷 知子

請 願 文 書 表

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－16 (R6.6.11)	議 会	議員の発言の議事録からの削除について	

▶請願事項

令和5年12月8日に開催された議会運営委員会において、市谷知子議員の同年9月定例会の一般質問での発言について、「不適切」と判断したとして、議長の職権に基づき、「会議録について該当部分を傍線で表記し、調製する」として、配布用会議録から発言を削除することが決定された。

これにより、一般市民は、議事録で一般質問における発言の一部を知り得ない状況になった。併せて、市民一般に公開される録画放送の動画も「不適切」とされた部分が切り取られ、閲覧不可能な状態になった。

この行為は、地方自治法及び鳥取県議会会議規則に反し、違法かつ不当なものである。

そこで、本件会議録からの削除について、これを撤回し、配布用会議録や録画放送の動画を原状に復することを求める。

▶請願理由

1 前提となる事実

市谷議員は、令和5年10月2日、同年9月定例会の一般質問において、「島根原子力発電所への対応について（指定答弁者：知事）」など、数項目の質問を行い、島根原発1号機廃止措置計画、島根原発2号機再稼働問題について、執行部にたどした。

発言に際して、議会における発言については、鳥取県議会会議規則第45条及び第46条に、発言は議長の許可を得て行うべきことや、原則として発言通告によって行い、質問及び質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない旨が定められていることから、市谷議員はこれに従い、事前通告を行って質問に臨んだ。

しかし、市谷議員の一般質問での発言について、同年12月8日、議長において「不適切」と判断され、議長は、市谷議員の発言及びそれが記録された動画の一部を配布用会議録や公開動画から削除した。

2 問題とされた発言

そもそも市谷議員の発言は次のようなものであった。

「この廃炉計画について、常任委員会が意見をまとめるのだとか、そういうことを言われるのですけれども、これまでそういうことをしてきてないのですよ、してきていないのです。安全協定上の事前の報告の返事、さっき、議会が議会がと言われるのですけれども、これまで必ず知事が議会に対して全員協議会を求めてきて全協が開催されてきたのです。なぜ今回、開催されないのですか。住民や議会、自分と違う考えから、知事は逃げようとしているのではないですか。

先日、地域県土警察常任委員会が中電を招致し、聞き取りしました。委員外の議員は出席義務はありませんから、出席議員は21人で、全議

員の6割、さっき議論があったと言われましたけれども、委員外の議員の私は、質問だけで、意見は止められて、議論などできていませんよ。議員みんなの意見が出ていない、これで返事をするのですか。知事は議会への約束違反ですよ。議会の声を聞いて返事をするのだと。議会に対するこういう対応というのは、県民への裏切りだと思います。全協の開催を求めること。」

3 発言の背景

そもそもこの発言は、これまで島根原発に関して「中国電力との安全協定」に基づく廃炉計画の変更等の重要な決定に際しては、県が中国電力にそれに同意するか否かの返事をする前に、知事が議会に求めて全員協議会が開かれていたにもかかわらず、今回に関しては開かれておらず、常任委員会での議論になり、かつ、中国電力が概要を説明した常任委員会は、委員外議員の出席が認められたものの、およそ議員全体の3分の2の議員しか出席していないことから、このたび全員協議会を開く要請をしなかった理由を知事にただし、加えて、仮に全員協議会ではなく地域県土警察常任委員会での議論となれば、市谷議員は正式な委員ではないので、表決権のある委員としての発言が制約され「議会の全員の意見を集約して中国電力に伝える」というかねてからの約束、前提が崩れる旨を指摘したかったものと思われる。

議員には、議会における発言自由の原則がある。もちろん、誹謗中傷等を行ってはならないのは当然であるが、議会における自由闊達な議論があつてこそ、議会での議論が成熟し、県政の発展に資するものである。

4 発言取消し及び議事録削除行為の問題

上述の次第であつて、議長に問題とされ、削除された発言に関しては、全く問題がないものであり、何ら取り消される理由はない。実際、議会運営委員会における第二会派である会派民主の尾崎議員の発言でも、「ただ、私が最初見ました時に、すごく違和感があつたわけではないというのが正直なところ」、また、「最大限議員の発言の権利というのは大事にしたいなっていうところが個人的な意見」という意見もあり、他の議員からも「問題があるとは思えない」旨、発言があつた。また、議員の発言を会議録から削除することに関しては、法律論的に重大な論点を含むので、以下論ずる。

5 議員の発言を削除する場合の法的手続き

そもそも議会における発言を取り消すには、発言者自身の発意による自発的方法（鳥取県議会会議規則第54条）と、議長の職権により取消しを命じる方法（地方自治法第129条）とがある。

議員の発意による取消し又は訂正については、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て、自分の発言の全部又は一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正したりすることができることを定めている。本人が、その意に反する発言を放置するのは良くないからである。

＜鳥取県議会会議規則第54条＞

（発言の取消又は訂正）

第54条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

なお、他の議員から「発言取消しの動議」が提出され、その動議が可決されても、議長は、これに拘束されるものではなく（昭和27年10月8日行政実例）、議会として取消しを要求することを決めたに過ぎないものとされている。「地方議会議員ハンドブック」を読んでも、「発言した議員は、会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すことができます。」「発言の取消や訂正は、発言した議員が議長に申し出るのが原則」と書かれている。

それは、基本的に発言というのは言論の自由がきちんと保障されるべきだからである。だからこそ、発言の取消しについても、自主性を尊重して、勝手にできないことになっているのである。

一方、議員の発言の中に、他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言があった場合、議長は、発言者に発言の取消しを命ずることができる」とされている。

＜地方自治法第 129 条第 1 項＞

第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

この議長の発言取消命令は、地方自治法第 129 条の規定による議長の秩序保持権によって行われるものであって、あくまで、議場内における規定である。地方自治法の逐条解説にも、「本条は、その日その日の会議の円滑な進行を図るために設けられた規定であるから、発言禁止をしても議場外への退去の命令にしても、その日の会議が終わるまでであって、翌日以降にわたることを得ない」とある。

また、この命令だけで発言取消しの効果が発生することにはならないとされている。「地方議会議員ハンドブック」にも、「ただし、発言の取消命令は、議長自らが当該議員の発言を取り消すものではありません。あくまで、発言した議員に対し、発言の取消を命じるだけです。」「他の議員が発言の取消や訂正を求めても、これによって当該議員の発言が取り消されたり訂正されたりすることにはなりません。」とある。議長が取消命令をするには、まず、議員の自主性を尊重して「取り消してはいかがですか」と促し、なお、この勧告に従わない場合に、取消しを命ずる扱いが適当であるとされている。

6 本件事件に係る違法な「発言取消命令」

一方で、これは重要であるが、令和 5 年 10 月 2 日の会議中そのものにおいては、議長の職務を代行した野坂道明副議長から、このような発言の取消命令は行われなかった。後日になり、発言を削除する旨、議会事務局を通じ、一方的に通告されたものであった。そして、市谷議員は、発言には問題がないと考えており、この発言の取消しには応じていない。

そもそも、議事録削除の前提となる議場における削除命令が行われていないのである。

上記の次第であって、地方自治法第 129 条における議長による発言の取消命令は、「議会の会議中」、「地方自治法や鳥取県議会会議規則に違反し」、「議場の秩序を乱す議員があるとき」議場において、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる旨、そして、本人がその命令に従わないときは、「その日の会議が終わるまで」発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる旨を定めたものであって、本人の発言を強制的になかったことにできるものではない。

発言の取消命令は、10 月 2 日の会議が終わったのちに行われたものであり、地方自治法第 129 条に反する違法なものである。かつ、議員の発言を受けて、議場がざわめいており、これを「議場の秩序を乱した」と認定しようという向きもあるようだが、むしろ秩序を乱していたのは、そのような、挙手して議長の許可を得ていない不規則発言、ヤジを飛ばした側であって、そのようなものを注意すべきであって、議長（当時は副議長が職務を遂行）の議事進行には重大な瑕疵がある。

このたび、議長は鳥取県議会会議規則第 108 条を根拠に、議長が取消しを命じた発言を配布用会議録に掲載しないこととした。

＜鳥取県議会会議規則第 108 条＞

（会議録の配布等）

第 108 条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、議員及び関係者に配布し、又は提供する。

2 前項の規定により配布し、又は提供する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第 54 条の規定により取り消し

た発言は掲載し、又は記録しない。

しかし、上述のように、そもそも削除された発言は問題ないものだったうえ、削除の前提となる発言の禁止行為そのものが、地方自治法第129条に反する違法なものであった。発言が配布用会議録に掲載されなければ、実際に議場にいなかった一般市民からすれば、「何が発言されたのか」知る機会・知る権利を奪われることになる。

ついては、「請願事項」のとおり、本件会議録からの削除について、これを撤回し、配布用会議録や録画放送の動画を原状に復することを求めるため、本件請願に及ぶものである。

▶提出者

倉吉市 個人

鳥取市 個人

鳥取市 個人

▶紹介議員

市谷 知子

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 6年－9 (R6.5.15)	政 策 戦 略	地方自治法改正案に反対する意見書の提出について	12頁
総 6年－10 (R6.5.17)	総 務	電子会議室を使った簡易決裁における決裁記録の透明化について	14頁
総 6年－11 (R6.5.27)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について	15頁
総 6年－12 (R6.5.29)	政 策 戦 略	消費税減税等の検討を求める意見書の提出について	16頁
総 6年－20 (R6.6.11)	政 策 戦 略	鳥取県ソーシャルメディア利用指針の遵守徹底及び各種指針の点検について	17頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 6年－6 (R6.4.4)	福 祉 保 健	機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化について	18頁
福 6年－14 (R6.6.5)	福 祉 保 健	新型コロナウイルスワクチン接種の範囲拡充と費用負担軽減に関する陳情	19頁
福 6年－21 (R6.6.11)	福 祉 保 健	現行健康保険証の存続について	21頁

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 6年－7 (R6.4.4)	地 域	「防衛装備移転三原則」の運用指針改定に反対する意見書の提出について	22頁
地 6年－8 (R6.4.15)	地 域	各所属に寄せられた質問等に係る適切な対応等について	23頁
地 6年－13 (R6.5.29)	輝 く 鳥 取	「キャッシュレス限定バス」に係る意見書の提出について	25頁

地 6年－17 (R6.6.11)	危 機 管 理	島根原子力発電所に関して中国電力に説明を求める陳情	27頁
地 6年－18 (R6.6.11)	危 機 管 理	複合災害に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情	29頁
地 6年－19 (R6.6.11)	危 機 管 理	複合災害時に対応した「原子力防災ハンドブック」の改訂を求める陳情	31頁
地 6年－22 (R6.6.11)	地 域	県民の声に係る回答の基準について	33頁
地 6年－23 (R6.6.11)	地 域	情報公開請求権に配慮した情報公開事務の適切な運用について	35頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－9 (R6.5.15)	政 策 戦 略	地方自治法改正案に反対する意見書の提出について	
▶陳情事項 政府が提出した、地方自治法改正案に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由 令和 5 年 12 月 21 日、第 33 次地方制度調査会は、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を答申した。それを受け、令和 6 年 3 月 1 日、政府は、地方自治法改正案を閣議決定し、第 213 回国会に提出した。 改正案の変更点の要旨は、「D X の進展を踏まえた対応」として情報システムの利用推進や公金出納のデジタル化、「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」として地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できる旨、また「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」を定めるものが主眼となる。 とりわけ、この特例は、コロナ禍を踏まえ、答申が「地方公共団体の事務処理が違法等でなくても、地方公共団体において国民の生命、身体又は財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するために、国が地方公共団体に対し、地方自治法の規定を直接の根拠として、必要な指示を行うことができるようにすべきである。」としたことを踏まえ、現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設けるものである。 地方分権一括法で国と地方公共団体が対等協力の関係とされているにもかかわらず、国が自治体の事務処理に対し、必要な指示ができるとするものであり、これまでの地方分権の在り方を、大きく変容させるものであり、看過できない。しかもこの指示は、閣議決定だけで行えてしまい、国会の事前承認すら行われえないものであるとすると、民主主義の統制に服さない、危険性を有するものである。現在も、災害対策基本法や感染症法に、国の指示権は創設されている。新型インフルエンザ等対策特別措置法による指示も、法定受託事務についての指示権であるところ、本法のように、自治事務を含め、国に包括的な指示権を与えることは、国の地方に対する関与を強めるもので、地方分権に逆行するものといわなければならない。かつ、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」などとする曖昧な要件は、「指示」という影響力を国が行使するにあたって、法による事前抑制がとれておらず、人権を侵害する方向で作用する法律は、それにより萎縮効果を生じないよう、また不利益を受ける者の生じないように、明確に規定されなくてはならないという明確性の原則に反し、濫用の危険があるものである。 また、答申は、共通的なインフラやアプリケーション（住基ネット、L G W A N、マイナンバー関連システム、ワクチン接種記録システム（V R S）等）について、これまで業務の効率化・高度化に寄与したとの認識のもと、「国及び地方公共団体が、共通のクラウド上にそれぞれの情報を保存し、あらかじめ決められた範囲内で互いに当該情報にアクセスできるようにすることは、膨大な文書のやりとりが不要になるなど、

双方の事務の効率化につながる」として、これを積極的に推進することが重要であるとしているが、情報の共有によるプライバシー権や、情報セキュリティに係る問題があり、拙速な議論が行われるべきではない。

ついては、貴議会として、地方自治法改正に反対する意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－10 (R6.5.17)	総 務	電子会議室を使った簡易決裁における決裁記録の透明化について	
▶陳情事項 県議会から執行部に対し、電子会議室などを使った簡易的な決裁を行う場合に、決裁時の確認日・確認者、変更点・変更日・変更者などを、合理的に跡付けられるようにすることを求めること。			

▶陳情理由 このたび、県に、ある行政文書の開示請求を行ったところ、電子会議室のデータベースが開示された。 通常、決裁は電子決裁で行われるのが通例だが（条例上もそうなっている。）、定型的で簡易なものの場合、決裁を、電子会議室で行うことがある。この開示請求における電子会議室の文章は、「最終編集日」が4月8日となっており、文書の決裁日・施行日（3月26日）より後になっていたので、その理由を尋ねた。以前、国においても、行政文書の管理の在り方が問われる事件があり、決裁日より、最終編集日が後になっている、行政文書の在り方について、気になったのである。すると、担当課は、「後閲」が行われた、すなわち、課長などの正当決裁者が決裁したあとで、（不在だった）課長補佐があとで確認したとのことだった。そのとき、なぜ、決裁日からこんなに時間がたって後閲するのだろうと、疑問に思ったところである。 それはさておき、電子会議室の「確認チェック欄」などをみても、職員がいつ確認したのか、変更したのか、変更点はどこか、残っていなかった。その「最終変更」が、本当に、単に後閲（閲覧）をただけなのか、文章のどこかを変えたのかも、システム上分からない。これでは、場合によっては、システム上、改ざんを許してしまいかねないと感じた。 ある県職員も、「実際、後閲と言いながら、どこを変えたのか、見たのかわからない」と、このシステムの問題点を指摘していた。 通常、「電子決裁」を行う場合、意見欄に変更箇所を指摘し、残しておくことなどで、誰の指摘でどこが変わったのか、そのプロセスを残しておくのである。しかし、このたびの「電子会議室」による簡易決裁では、これができていない。 ついては、電子会議室などを使った簡易的な決裁を行う場合に、決裁時の確認日・確認者、変更点・変更日・変更者などを、合理的に跡付けられるようにすることを、執行部に求めていただきたく、陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－11 (R6.5.27)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について	
▶陳情事項 次の事項が実現されるよう、鳥取県議会から国の関係機関に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出すること。 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講ずること。			
▶陳情理由 学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。 2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通り進捗すれば、2025年度に完了となる。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。 こうした観点から、2025 年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情する。			
▶提 出 者 鳥取県高等学校教職員組合 鳥取県教職員組合			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－12 (R6.5.29)	政 策 戦 略	消費税減税等の検討を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から岸田内閣総理大臣、財務大臣ほか関係大臣に対し、すみやかに、消費税減税など、消費者支援施策の検討・実施を求める意見書の提出を行うこと。			

▶陳情理由 令和6年5月24日、2020年基準の全国消費者物価指数（令和6年4月分）が公表された。それによれば、 1 総合指数は2020年を100として107.7 前年同月比は2.5%の上昇 2 生鮮食品を除く総合指数は107.1 前年同月比は2.2%の上昇 3 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.5 前年同月比は2.4%の上昇 など、軒並み価格が上昇している。5月28日現在のドル円の為替レートは、おおむね1ドル＝157円など、依然として円安基調で、物価上昇に拍車をかけている。卑近な話をすると、平成14（2002）年、マクドナルドはハンバーガーを59円で販売し、デフレの象徴と言われたが、いまは170円。モスバーガーは440円。平成13（2001）年に280円だった吉野家の牛丼（並盛）も、いまは468円になった。 さて、この物価上昇が、従業員の給与に結びついているかといえば、そうでもないようである。厚生労働省が令和6年5月9日に公表した3月分の毎月勤労統計（速報）によると、物価上昇などを受け、実質賃金は前年比2.5%減少し、24か月連続の前年割れとなっている。 これでは、消費者は苦しみ、日本経済が沈んでしまう。 ついては、岸田内閣総理大臣、財務大臣ほか関係大臣に対し、すみやかに、消費税減税を含め、消費者支援施策の検討・実施を求める意見書の提出を行っていただきたく、陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－20 (R6.6.11)	政 策 戦 略	鳥取県ソーシャルメディア利用指針の遵守徹底及び各種指針の点検について	
▶陳情事項 鳥取県ソーシャルメディア利用指針の遵守徹底及び各種指針の点検について、県執行部に求めること。			

▶陳情理由

令和6年4月頃、鳥取県マスコットキャラクターのトリピー (@tottoripref) のTwitter (現X) のアカウントについて、フォロワー数とフォロー数の均衡がとれておらず、すなわち、1対1でなかったため、広報課に問い合わせをした。なお、これを書いている6月10日現在、トリピーのフォローは2.8万、トリピーのフォロワーは、約4万となっている。

当時、ソーシャルメディア利用指針には、「留意事項」として、「フォローいただいた場合、なるべくフォロー返しを行います、これにより支持や賛同を示すものではありません。」として、フォローバックを行うことが書かれていたが、実際には、そうになっていなかった。実際、私も、現在もフォローバックされていない。

鳥取県と友達になり、関わりたいと思う人にとって、フォローバックがこのような恣意的に行われるとなると、場合によって、「自分は差別されているのではないか」などと考え、悲しむ人もいられるかもしれない。県民は皆、平等なはずである。官公庁などの中には、このような差別を排するため、また、不適切な情報を「知っていたはずだ」などと言われるのを避ける目的で、はじめから、一般のフォローを全く行わないところもある。フォローバックを公式のアカウントに限定するのである。

問い合わせすると、どうやら、令和3年10月、「トリピーがフォローしているアカウントが不適切ではないか」という問い合わせがあったことから、また、過去に国の閣僚が本人の意・公序良俗に反するアカウントをフォローしていたことが話題になり、炎上したことを契機として、内部的には、「フォローバックしない」方針に見直しを行ったようである。

その時点で、方針変更を行っていたのに、皆に公開されている指針は、「フォローいただいた場合、なるべくフォロー返しを行います」と、そのままになっていた（今は、私の指摘を受けて変えられている。）。

また、「月に1回は、何件フォローされ、フォローしたかの報告をチーム内に行う」方針に決定したのに、おざなりになっている。「県庁の各公式アカウントに注意喚起を行う」ことも、できているのか分からない。

方針変更をしたなら、県民に適切にアナウンスすることも必要だろうし、また、いまのルール、指針をきちんと守ることも必要だろう。県庁各所属の、各種指針の再点検も必要なのはである。

▶提 出 者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－6 (R6.4.4)	福 祉 保 健	機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化について	
▶陳情事項 機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化や制度の在り方の見直しを国に求めること。			

▶陳情理由 小林製薬の「紅麹」を使ったサプリメントにおいて、腎疾患など、健康被害問題が多発している。なかには死亡例もあり、令和6年3月29日時点で、関連性があると思われる死者は5人に上っている。 (参考) https://mainichi.jp/articles/20240329/k00/00m/020/060000c 小林製薬は、「紅麹コレステヘルプ」など3製品を自主回収している。厚生労働省は令和6年3月29日、サプリから青カビ由来の化合物「ズベルル酸」が検出されたことを明らかにした。厚生労働省によると、混入した経緯は不明ながら、抗生物質としての特性があり、毒性は非常に高いようだ。 機能性表示食品制度は平成27年、規制緩和による経済成長戦略の一つとして導入されたが、届出のみで国の審査はない。消費者庁に届け出れば、商品パッケージに機能性を表示できるというもので（届出制）、小林製薬の製品では「悪玉コレステロールを下げる」と記されていた。特定保健用食品は、国による審査と許可が必要であり、これと対照的である。 天然物質を使った、身体の代謝に影響を与える食品である以上、通常の食品以上の厳格な衛生環境で作成される必要があり、複数回の臨床試験、因果関係など科学的知見も必須である。また、万が一事故が起こった場合の副作用救済システムや相談窓口の整備も不可欠である。そもそも、現行の第1類から第3類までの医薬品では、販売できる者が登録販売者や薬剤師などのいる環境に限定され、制度上の副作用被害防止の仕組みは、ある程度担保されているところであるが、機能性表示食品についても、他の食品や現在飲んでいる薬との相互作用なども懸念され、このような薬品類似の物質を、健康指導などなく、ドラッグストアなどで容易に購入できる環境も含め、機能性表示食品の在り方を、抜本的に見直す必要がある。 ついては、上記趣旨について、地方自治法第99条の規定により、国に対し、意見書の提出を賜りたく陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年ー14 (R6.6.5)	福 祉 保 健	新型コロナウイルスワクチン接種の範囲拡充と費用負担軽減に関する陳情	
▶陳情事項 1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の重症化予防のためのワクチン接種の対象について、年齢は関係なく基礎疾患を有する者とすること。 2 ワクチン接種時の費用負担軽減を行うこと。			

▶陳情理由 国内の人工透析患者は、令和4年12月31日現在 347,474 名（日本透析医学会調べ）で、鳥取県内の人工透析患者数は、令和5年12月31日現在 1,578 名である。 近年の透析患者の傾向は、 1 患者の高齢化 2 糖尿病を原疾患とする患者の増加 3 長期治療による合併症を有する患者の増加 4 介護を要する患者の増加 など、問題が多岐にわたる。 新型コロナウイルスワクチン接種については、今年度より季節性インフルエンザワクチンと同様、重症化予防を目的とする定期接種に位置づけられ、地方自治体において実施されることとなった。今年度秋冬から始まる定期接種の対象は次のとおりである。 1 65 歳以上の方 2 60～64 歳の基礎疾患を有する方（透析患者などインフルエンザワクチンの定期接種の対象者と同じ。（注記）心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方。） 費用は、原則有料とある。 昨今では、電気・ガス・ガソリン代等の高騰で、透析患者の治療と生活はますます厳しいものとなっている。患者の高齢化に伴い、年金収入のみで生活している者も多く、透析治療のため時間制約があり、就職できない患者も少なくない。そうした状況の中で、私たち患者が安心して治療に専念でき、その治療に支えられて社会生活が営まれるよう、上記の事項について陳情する。

▶提出者

鳥取県腎友会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－21 (R6.6.11)	福 祉 保 健	現行健康保険証の存続について	
▶陳情事項 マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させるため、国に対し意見書を提出すること。			

▶陳情理由 マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行を終了することが決まった。 マイナンバーカードを巡っては問題が続出している。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。 さらに被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしている。 いま必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るための政府の冷静な判断である。 上記の趣旨から、「陳情事項」について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出することを陳情する。
▶提 出 者 鳥取退職者連合

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－7 (R6.4.4)	地 域	「防衛装備移転三原則」の運用指針改定に反対する意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、「防衛装備移転三原則」の運用指針改定に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由 政府は令和6年3月26日、英国・イタリアと共同開発する次期戦闘機について、日本から第三国への輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定し、閣議決定した。高い殺傷能力を持つ戦闘機の輸出解禁は、日本の安全保障政策を大きく変質・転換させるものであり、憲法第9条が定める「平和主義」を蹂躪し空文化させるものであり、断じて容認できない。 この輸出は、国際紛争を助長し、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する、日本の方針・憲法第9条の規定に反するものである。 ここで問題は、この改定は、国会の関与がないままに、政府・与党の協議のみで決めたという点である。 運用指針は、無制限な輸出拡大を防ぐ歯止め策として (1) 輸出対象を次期戦闘機に限定 (2) 輸出先は、国連憲章の目的に適合する使用を義務付けた協定の締結相手に限る (3) 現に戦闘が行われている国を除外 と定めている。 しかし、対象となる武器は、恣意的な閣議決定で今後増える余地を残す。協定締結国は現在、米英伊など15カ国だが、締結国は増えうる。また、いまのロシアとウクライナの戦闘でも明らかのように、実際に戦争になれば、武器は国連憲章の目的に使用されとは限らず、ジュネーブ条約をはじめ、戦時人道法などは、それが守られるとは保証されない。輸出時点で戦闘が起きていなくても、その後に紛争当事国となって輸出した戦闘機が使われる恐れもある。 戦闘機の輸出に際しては、個別の案件ごとに閣議決定することも定めた。ただ、輸出に議会へ報告や承認が必要な米国と比べ、規程が緩い。このたびの武器輸出方針の転換は、集団的自衛権行使容認の安保法制や敵基地攻撃能力保有に続き、「戦争する国づくり」、「戦争に巻き込まれやすい日本づくり」を進めるもので、断じて容認できない。 ついては、これを撤回するよう、地方自治法第99条の規定により、国に対し、意見書の提出を賜りたく陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－8 (R6.4.15)	地 域	各所属に寄せられた質問等に係る適切な対応等について	

▶陳情事項

県議会から執行部に対し、次の事項について求めること。

- 1 各所属に寄せられた、県民からの意見や質問などについて、県民の声処理要領に準じ、可及的速やかに、適切な対応をすること。
- 2 所属の事務に関わる県民の質問などについて、県民参画基本条例の規定を踏まえ、県が保有する県に関する情報の説明を県民から求められた場合、丁寧な対応をし、必要な説明を尽くすこと。

▶陳情理由

米軍機が、令和6年3月22日に低空飛行訓練を行っていたので、それについて、市町村課に、うるさいので対策してほしい、やめさせてほしいと、訓練中止を国に対し申し入れるようにと同月23日メールで申し入れを行った。

それに対し、4月4日まで一切返信がなく、どうなっているか尋ねたところ、「ご提供いただいた目撃情報については、国に適切な措置を行うように要請しましたので、ご承知ください。」(原文ママ)と返ってきた。

しかし、措置要請の日が書かれておらず、それでは、私の催促を受けてメールに気づき、要請したのかと思ったので、いつ認識して要請したのかを聞いた。すると、どうやら、元々のメールを認識した日は令和6年3月25日、国に対して要請した日は同月26日のようである。ただ、「国に措置を要請したことをもって、対応が終了したものと思っており、意見者への返信を不要と考えていた」ようで、返信を怠っていたようである。

しかし、通報者からすれば、通報がどのように扱われたのか知らなければ、それが改善されるかも分からず、そもそもメールが到達しているかもわからない。

あわせて執行部からは、今後目撃した場合は、市町村に対し、直接通報するようにメールで回答があった。そこで、「市町村課に直接メールは出来ないのか」「ここに直接メールできないとすれば、それはなぜか」「国に対しファクシミリでどのような文面で要請したのか」聞いたところ、お答えを差し控えるというふざけた答弁が返ってきた。

(メール文面)

4月10日に御質問がありました件について、既に国に適切な措置を要請して対応しておりますので、これ以上の御質問に対しては、お答えを差し控えさせていただきます。

地域社会振興部市町村課

電話：0857-26-7580・7581

本件は、輸送機の是非などというイデオロギー的な問題ではない。県民から意見や要望が寄せられ、それに対し、適切に事務をすることは当然である。

県民参画基本条例にも、

「第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。」とある。

また、「県民への誓い」には、

「県民の声を聴き、県民の視点に立って行動します。

情報を公開し、説明責任を果たします。」

とある。どのような文面で要請をしたのか聞いても、答えてくれない執行部の対応は、説明責任を果たしておらず、本当におかしいと思う。

そもそも、平成26年10月14日付けで、未来づくり推進局長・県民課長連名で、各所属に対して次のとおり通知がなされている。

- ・各所属に意見等が寄せられた際には、原則として県民の声の登録をし、県民の声実施要領等に基づき、適切に対応（処理依頼を受けた日から原則5勤務日以内に回答）すること。
- ・県民の声に登録しなかった質問等については、法令等の定めがある場合を除き、県民の声実施要領等に準じて適切に対応すること。

そもそも、県民から、そうした騒音に関しての要請を行う窓口について、県は、直接県に寄せたらダメなのか聞いたら、お答えを差し控えると言われた。本来、県は、そうした窓口を、県に設けていないのであれば、それを設けるべきとも思う。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－13 (R6.5.29)	輝 く 鳥 取	「キャッシュレス限定バス」に係る意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、「キャッシュレス限定バス」に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由

報道によれば、国土交通省は7月にも路線バスの運行規定「標準運送約款」を見直し、運賃の支払い方法をＩＣカードなど電子決済のみとする「キャッシュレス限定バス」を解禁する方針のようだ。

背景に、事業者の経費削減や運転手の業務負担低減の目的があるようだが、現金しか使えない人への配慮が欠けており、とりわけ、中山間地などで、大きな影響が出る可能性がある。

道路運送法第13条は、運送の拒絶について次のように定めている。

- 1 申し込みが運送約款によらないとき。
- 2 当該運送に適する設備がないとき。
- 3 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 4 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 5 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

これを受け、「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」（第4条）が定められているが、具体的な文言がなく、キャッシュレスに限定すると、現金しか使えない客が乗車できなくなり、事業者には道路運送法の「乗車拒否」にあたらないかという懸念があった。そこで、約款そのものを変えてしまうのである。

たしかに、キャッシュレス限定になれば、運賃箱の維持更新の費用や現金管理の手間はなくなるだろう。しかし、たまたまキャッシュレス決済手段（例えば、ＩＣＯＣＡやＳＵＩＣＡ等）を持ち歩いていない層もいるかもしれない。残高不足のケースもあるかもしれない。

国土交通省がまとめた全国の主要事業者の収支状況によると、令和4年度の赤字額は917億円となり、228事業者の85%にあたる194事業者が赤字だったそうだ。こうした支援策は別途検討されるべきであって、その解決策を、キャッシュレス限定に頼るのは、キャッシュレス弱者といふべき、高齢者やたまたまキャッシュレス決済手段を持ち歩いていない人に対する配慮が欠落している。例えば、キャッシュレス推進で、数パーセント程度の割引やポイント制度で還元を与えるのは良いと思うが、法貨として強制通用力を有する貨幣を使えなくして、コスト削減の負担を一般消費者に強いるのは、やることが間違っていると思う。

については、キャッシュレス推進をするにしても、現金での支払い拒絶をせず、受け入れることを義務化すべきことについて、意見書の提出を

賜りたい。
▶提出者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－17 (R6.6.11)	危 機 管 理	島根原子力発電所に関して中国電力に説明を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震により、様々な不具合が生じている北陸電力志賀原子力発電所の状況を踏まえて、大地震が島根原子力発電所に与える影響について、県民に説明する場を中国電力に求めること。

また、令和6年8月再稼働の予定が12月に延期になった原因と、度々生じている構内での事故の影響等についても、中国電力に対して詳細な説明を求めること。

▶陳情理由

令和6年1月1日に、石川県能登地方を震央とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で最大震度7が観測され、広範囲の地域に大きな被害が出ている。このたび、北陸電力志賀原発は長期停止中であったため、深刻な放射能漏れを伴う事故に進展しなかったが、もし稼働中であつたらどうなったのか、県民として大変不安に思う。大地震の影響について、島根原発の場合はどうなのか、中国電力からの説明を求める。

- この地震により能登半島北部沿岸では、北陸電力の想定(96km)より大きい約150kmに及ぶ活断層がずれ動き、さらにそこから20km南にある富来川南岸断層も連動したと言われている。鈴木康弘日本活断層学会会長(名古屋大学教授)は、沿岸海域の活断層の調査は不十分であり、より詳細な調査による認定が急務であるとの問題提起をしている。これらの新しい知見から、中国電力による島根原発周辺の活断層の長さの評価や鳥取県沖の活断層との連動の可能性について、説明を求める。
- 志賀原発構内では、多くの損傷が発生したことが報じられている。志賀原発1号機・2号機の両方の変圧器の破損により、外部電源の一部が喪失し、約23,400リットルの油漏れが生じる事態になった。変圧器の耐震性は、基準地振動などと比べると低いため、今回のように破損しやすいので、外部電源喪失だけでなく、油漏れによる火災のリスクもある。島根原発でも同様の事態が起きる可能性について説明を求める。
- 志賀原発構内では多くの亀裂や段差などが見つかっている。段差ができた場合のリスクなど島根原発の場合についての説明を求める。
- 令和6年4月30日に、中国電力は工事の遅れを理由として、再稼働のスケジュールを同年8月から12月に延期した。この原因についての説明はない。令和5年12月21日に起きた作業員の死亡事故による工事の中断の影響についての説明を求める。

また、令和6年4月30日には仮設の分電箱のブレーカーに焦げ跡があり、消防署が火災と判断した事案、同年5月17日にはクレーンにより誤って動力ケーブルを切断し、焦げ跡ができるという事案など小さな事故が続いている。ヒヤリハットは、事故や災害につながる要因を特定し対策する貴重な機会であり、リスクマネジメントの観点から多くの企業で重要視されている。何が原因なのか説明を求める。

鳥取県・米子市・境港市の関係自治体では、令和6年4月4日の鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議の後、能登半島地震を受けて懸念される原子力災害対策について、中国電力に照会をしている。県民の不安払しょくのためには、議会としても、中国電力に説明を求めるという意思を示していただきたい。

▶提出者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－18 (R6.6.11)	危 機 管 理	複合災害に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震の現状を踏まえると、深刻な複合災害が起きた場合、現状の原子力災害対策指針に従うだけでは、「緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的な影響を回避し又は最小化するため、確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとする」という本来の目的を果たすことは困難である。地方自治体の実効性のある具体的な避難計画を作成するために、指針の見直しを検討するよう国に意見書を提出すること。

▶陳情理由

令和6年1月1日に、石川県能登地方を震央とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で最大震度7が観測された。これは、石川県の地域防災計画の想定を上回っていた。

この地震により、志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。特に、能登半島北部地域では、5か月経た今もなお、断水等が続く状況にあり、復旧作業が困難な状況が続いている。

一方、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、「屋内退避と避難、この2つをうまく組み合わせていくことで原子力災害に対して対応していく」として、原子力災害対策指針の見直しをする必要がないとしている。しかし、能登半島地震の状況から考えて、今の指針の下では、鳥取県民のために実効性のある避難計画を作成するのは困難であると考ええる。例えば、原子力災害対策指針に沿った放射線防護が困難な事例として、次のようなものが考えられる。

- 1 屋内退避や避難の際に目安となるモニタリングポストで通信障害が生じ、測定値が表示されない。また、多くの住民の携帯電話も不通となり、防災行政無線も停電等で使えない。さらに、道路の状況から放射性物質の移動計測や広報車が走れない。この場合、屋内退避・避難・安定ヨウ素剤の配布、服用等の指示ができない。
- 2 原発から30km内の地域（UPZ圏内）では、屋内退避が基本とされているが、家屋が倒壊・焼失した場合は不可、半壊・一部損壊の家屋では十分な放射線防護の効果は期待できない。コンクリート屋内退避施設も入居人数には限りがある。また、断水・停電の地域の建物内でどれだけの期間の屋内退避ができるのかも不明である。
- 3 避難が必要な事態となっても、道路状況等により移動が難しい場合。さらに、高齢者・障がい者など在宅の避難行動要支援者の場合は、移動が困難であり、屋内退避も避難も大変深刻な状況に置かれる可能性がある。
- 4 複合災害が生じた場合、被災自治体では職員自身が被災しており、自然災害の対応さえも人手が不足する事態が生じる時、同時に原子力災害対策の対応が十分にできるとは思えない。人命救助にあたる消防・警察も、O I L 1（500 μ Sv/h）、O I L 2（20 μ Sv/h）など高線量下

の原子力災害時では、速やかな救助活動ができない可能性がある。NPO等の民間ボランティア団体も原子力災害時では救助・支援活動はできない。複合災害の下では、人命救助と放射線防護の両立は困難である。

鳥取県・米子市・境港市の3者は連名で、能登半島地震を受けて、懸念される原子力災害対策について、令和6年4月5日には、原子力規制委員会・内閣府・経済産業省に対して、照会をしている。この際、平井伸治鳥取県知事は、「避難路が途絶したり、実際家の中に逃げ込めないということになって、現場が対応できない時に国がちゃんと面倒を見てくれるのか、この辺については政府の姿勢をお伺いしない限り、私どもとしてこの島根原子力発電所に向き合うことができない」と述べている。また、同年5月23日には、全国の立地自治体首長、同月28日には、立地自治体議会議長からも国に同様の要請が行われている。鳥取県議会としても、県民の命と暮らしを守るために、国に対して説明を求める意思を示していただきたい。

▶提出者

原子力防災を考える県民の会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－19 (R6.6.11)	危 機 管 理	複合災害時に対応した「原子力防災ハンドブック」の改訂を求める陳情	
▶陳情事項 令和6年能登半島地震の被災状況を踏まえると、複合災害の場合、現在（令和6年版）の「鳥取県原子力防災ハンドブック」に従って行動することは困難である。県民にとってより実効性のある具体的な避難計画にするために、鳥取県に対して屋内退避や避難が困難な場合の対策を追加し、内容を改訂することを求めること。			

▶陳情理由 令和6年1月1日に、石川県能登地方を震央とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で最大震度7が観測された。これは、石川県の地域防災計画の想定を上回っていた。 この地震により、北陸電力志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。志賀原発は長期停止中であつたため、今回は深刻な放射能漏れを伴う事故には進展しなかった。しかし、大地震と原発事故が重なった場合、これまでの避難計画では対応できないことが可視化された。 令和5年の鳥取県地域防災計画〔震災対策編〕では、島根原子力発電所から2km未満南にある宍道断層39kmの想定地震をマグニチュード7.5としている。その災害シナリオとしては、「県西部の被害が大きく、境港市での建物による死傷者、負傷者数が際立つ。境港市、米子市等で地盤の液状化等により、市街地の幹線道路が通行困難となる。また、県西部南域では防災幹線道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しない。このため、孤立集落が多数発生し、空路により救援を行う。車中泊をする避難者の報告がある」との記載がある。 このように、島根原発の直近にある宍道断層が起こす地震と原発との複合災害が生じた場合、能登半島地震と同様に、屋内退避や避難ができない場合が考えられる。「原子力防災ハンドブック」どおりの行動が難しい場合として、次のようなものがある。 1 テレビや携帯電話が使えず、個人として状況把握が難しい場合（地震の被害が大きい時、停電やインターネット環境が使えない状況等が起きることが想定される。） 2 U P Z 圏内では屋内退避が基本となるが、本震で家屋が損壊した時、強い余震が続く中で屋内に留まるリスクが大きくなる場合又は窓や壁等の損傷により屋内退避の効果が無い場合 3 家屋倒壊等で負傷し、救助が必要な場合 4 避難が必要な事態となっても、道路状況等により移動が難しい場合 5 避難が必要な事態となっても、バスが被災現場に入れない場合 6 コンクリート屋内退避施設や避難場所への移動が困難な在宅の避難行動要支援者の場合
--

7 道路状況や職員の被災等で安定ヨウ素剤を受け取れない場合

大地震に被災した後、原発事故による高線量下が続く場合、被ばくを防ぐためにどのようにすれば良いのか、米子市及び境港市と協議し、上記1から7までの対策を原子力防災ハンドブックに追加し、改訂版を県民に配布していただきたい。

▶提出者

原子力防災を考える県民の会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－22 (R6.6.11)	地 域	県民の声に係る回答の基準について	

▶陳情事項

鳥取県において、匿名の県民の声であったとしても、内容が建設的な県政に関する意見・要望・苦情等で、

- 1 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 2 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの

など、回答が不適切と判断されるもの以外については、きちんと回答するように執行部に求めること。

また、県民の声を、きちんとホームページの分かりやすい位置に配置し、県民の皆様に供するように求めること。

▶陳情理由

- 1 県民の声の回答のスタンスの変化
最近、鳥取県では、「県民の声」への対応や、情報公開が後退しているように感じている。
まず、県は、これまで匿名の意見についても、所属の判断で回答がなされていたが、「匿名でのご意見等については回答することができません。」とする方針を徹底し、一切回答がなされなくなった。そして、意見者に対し、意見から1週間ほど経過したのちに、「県民の声では、ご意見者様の名前を示していただくことで、より対話性と県の回答の具体性向上も期待できることから、匿名のご意見、ご質問に対しては回答していません。」とする回答を、わざわざ電子メールで返しているのである。しかし、その手間がかけられるなら、普通に返答すれば良いと思うのである。そもそも、名前というのはあくまで呼称に過ぎず、場合によっては偽名かもしれない。果たして、名前を示すことで、「対話性」や「県の回答の具体性向上」が期待できるのか、甚だ疑問なのである。
なかには、福祉や病気、医療に関する相談など、名前を名乗りたくない人だっているかもしれない。例えば、難病を抱えている方が、一般に、その公的助成の拡充を求める意見を言ったりするケースなどである。果たしてここに、「名前」という要素がどれだけ重要なのか。むしろ、匿名の意見にこそ、重要で必要な意見だってあるはずだ。名前を必要とされることで、言いたくても言いにくい、そんなケースもあると思う。その建設的な声にだんまりで、「回答するには名前をよこせ」というのは、おかしいと思う。
- 2 ホームページ公表数の変化、隠された「県民の声」
直近2週間以内に寄せられた県民の声を見ると、令和6年6月10日現在、たった5件しか載っていない。日によっては、この声が、1から2件、0件のときもあった。本来、県民からどのような声が寄せられているか公表すること、県政をガラス張りにすることは、自分と同様の意見を抱えている人がどれだけいるか知る機会を提供することになり、他の県民の参考にもなるはずだ。開かれた行政、情報公開は、民主主義の基礎である。正しい情報が適切に供給されなければ、県民は批判の機会を失うからである。あるマスコミの記者は、以前はもっと県

民の声が掲載されていたのと言い、「県政が先祖返りしている」と指摘していた。ある県職員も、「以前はもっと県民の声が掲載されていたのに、最近少ない」と言っていた。

最近の県民の声の数の推移は、データとしてどうなっているのか、県民課にお示し願いたい。

ところで、鳥取県では、県民から寄せられた声が、ホームページのトップページから消えたのをご存知だろうか。以前はホームページの右の中ほどにあったのに、ホームページの改変に合わせて、それすら消えてしまった。これでは、県民が県民の声をなかなか探しにくくなってしまう。これも、県民の声に対する、執行部のスタンスの現れなのだろうか。

ついては、鳥取県において、匿名の県民の声であったとしても、内容が建設的な県政に関する意見・要望・苦情等で、

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(2) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの

以外については、きちんと回答するように執行部に求めている。また、県民の声を、きちんとホームページの分かりやすい位置に配置し、県民の皆様に供するように求めている。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－23 (R6.6.11)	地 域	情報公開請求権に配慮した情報公開事務の適切な運用について	

▶陳情事項

次の事項について、県執行部に求めること。

- 1 情報公開事務は、県民の知る権利を保障する、重要なものであることに鑑み、情報公開事務の執行に際しては、請求者と緊密に連絡をとり、不明な点等がある場合、可能ならば、補正命令によることなく、電話やメール等での調整や職権補正を用いるなどして、事務を円滑に進め、開示請求者の求める情報の特定を、丁寧に進めること。
- 2 補正命令に当たっては、いやしくもそれを乱用することのなきよう、開示請求者の情報公開請求権に配慮すること。

▶陳情理由

このたび、鳥取県に令和6年4月27日付けで情報公開請求をした。すなわち、最近鳥取県において「匿名の意見には回答をしない」制度運用がされていることについて、本来回答すべきような県民の声に回答をしていないケースがないか知るためである。

請求内容は、次のとおりである。

- 1 鳥取県に対し寄せられた「県民の声」に関し、「匿名」「名前を名乗らない」ことで、【匿名のご意見、ご質問に対しては回答していません。】としてそれに返信しなかった場合、そのもともとの意見（県民の声）やそれへの回答を示す公文書（決裁プロセス）。なお、期間は、直近1年分。
- 2 「匿名であることを理由に回答しなかったこと」に対し、鳥取県に寄せられた苦情の文書。なお、意見は、直近1年分。
すると、同年5月8日、補正命令がやってきた。
要約すると、すなわち、
(1) 請求公文書は、匿名の者又は名前を名乗らない者から寄せられた、県民の声の本文などの全てを指すものであり、多種多様な公文書の一切を求めるもの。年2000件はあり、件数が多い。
(2) 「県民の声」の原文書や「県民の声」の回答に係る原文書は、県民課において集中管理されていないので探索不能。仮に探索するなら、県庁の全ての所属が対象範囲になる。
(3) この請求内容では、簿冊情報システムなどでは、存否が明らかにできない。
(4) 「【匿名のご意見、ご質問に対しては回答していません。】としてそれに返信しなかった場合」とあるにもかかわらず、「それへの回答」とあるが、返信しないにもかかわらず、回答があるとする趣旨の記載については、客観的理解が及ばない。
とする理由であった。

しかし、(1)に関しては、私は「匿名」で「回答しなかったケース」についての文書を求めているが、2千件というのは、顕名のケースも含まれているはずである。仮に件数が多くても、情報公開条例には「特例延長」という制度があるし、判例でも、対象文書の数が多いことをもって、請求を拒むことはできないとされている。また、(2)及び(3)に関し、県民の声は本来「要留意」、「要回答」のいずれにしても、県民の声のデータベースに登録するきまりになっているし、探索不能ということ自体がおかしいことである。この県民の声に登録された、匿名で要留意になったものを開示すれば良いのである。

また、(4)に関連し、この文脈における「それへの回答」とは、匿名では回答ができない旨の返答であることは、文脈から明らかだろう。

上記を補正したところ、同月20日にも、これではまだ足りないとして2回目の補正命令があり、同月24日付けで、補正を行ったのである。

極めつけは、同年6月3日付けの3回目の補正命令書である。私が2回目の補正命令書で「・・・(住所)」「(氏名)」と記載していたが、「補正命令書の住所は市町村名から書け」「補正命令書の記載は、情報公開請求書と一致している必要がある」と、さらに補正を求められた。

2回目の私が提出した補正書が、私の住所あてに「倉吉市・・・(住所)」と書かれた封筒に入れられて返送されてきた。つまり、私を私であると特定ができていたのである。

しかし、そもそも補正命令を行った人が、補正命令の意思を持っていること、それが分かれば良いはずである。補正命令書は、私の住所に郵送で届いた。情報公開請求書と補正命令書を併せて読めば、この私が、補正命令を受けて、補正の意思も持っていることは、客観的に明らかである。

確かに、情報公開請求における「住所」の記載は必要的記載事項であるが、これは、必ず市からなどというきまりはないし、それでも問題があれば職権訂正・付記もできるだろう。そもそも、この請求書は、中部総合事務所で担当者に確認いただき、一旦受理がされている。それなのに、あとになってから、住所を訂正しろというのは、不誠実だと感じるし、こうやって、執拗な補正命令を繰り返すこと自体、情報公開請求権の行使の侵害だと感じるのである。電話やメール等で尋ねてくれれば、どんな文書を求めているか、担当者との意思疎通もできるだろう。

ついては、情報公開事務は、県民の知る権利を保障する、重要なものであることに鑑み、情報公開事務の執行に際しては、請求者と緊密に連絡をとり、不明な点等がある場合、可能ならば、補正命令によることなく、電話やメール等での調整や職権補正を用いるなどして、事務を円滑に進め、開示請求者の求める情報の特定を、丁寧に進めること。

補正命令に当たっては、いやしくもそれを乱用することのなきよう、開示請求者の情報公開請求権に配慮すること（補正命令を乱用されると、開示までの時間が伸びる。）。

以上について、執行部に求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人